

香川県報



第 68 号

平成 17 年

8 月 30 日（火曜日）

規 則

平成十七年八月十六日（香川県報第九二六一号）香川県告示第四百九十九号
中訂正

香川国際交流会館規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年八月三十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第八十七号

香川国際交流会館規則の一部を改正する規則

香川国際交流会館規則（平成十七年香川県規則第二十六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「（第四条）」を「。以下「会館条例」という。（第三条、第四条第六項及び第十條）」に改める。

第十條を第十三條とし、第九條を第十條とし、同條の次に次の二條を加える。

（指定管理者による管理の基準等）

第十一条 会館条例第四条第六項の規則で定める管理の基準は、次に掲げるとおりとする。

一 関係する法令、条例及び規則を遵守し、適正に会館の運営を行うこと。

二 会館の維持管理を適切に行うこと。

三 業務に関して取得した個人に関する情報を適切に取り扱うこと。

2 会館条例第四条第六項の規則で定める業務は、会館の維持管理及び利用の許可に関する業務、利用料金の収受に関する業務その他の運営に関する業務とする。

3 指定管理者が前項に規定する業務を行う場合における第二条、第三条、第五条、第六条及び第八条から前条までの規定の適用については、これらの規定中「知事」とあるのは、「指定管理者」とする。

（利用料金）

第十二條 会館条例別表に規定する規則で定める額並びに冷暖房使用料及び電気特別使用料の額は、別表第二のとおりとする。

第八條を第九條とする。

第七條中「第四条第一項の許可」を「利用許可若しくは変更許可」に改め、同條第二号

規 則

●香川国際交流会館規則の一部を改正する規則

告 示

保安林の指定の解除予定の通知

漁船損害等補償法の規定による付保義務の消滅

道路の供用開始（二件）

道路の区域変更

道路の区域変更及び供用開始

道路の位置指定

公 告

地籍調査の成果の認証

選挙管理委員会告示

●公職選挙法施行令の規定による病院の長が不在者投票管理者となっている病院の指定の取消し

●公職選挙法施行令の規定による病院の長が不在者投票管理者となるべき病院の指定

●公職選挙法施行令の規定による老人ホームの長が不在者投票管理者となるべき老人ホームの指定

●公職選挙法施行令の規定による老人ホームの長が不在者投票管理者となっている老人ホームの名称の変更

正 誤

中「第四条第三項各号」を「第五条第三項各号」に改め、同条第三号中「第四条第一項又は第五条第一項の許可」を「利用許可又は変更許可」に改め、同条第四号中「第四条第四項（第五条第二項）を「第五条第四項（第六条第二項）に改め、同条を第八条とする。

第六条中「別表」を「別表第一」に改め、同条を第七条とする。
 第五条第一項を次のように改める。

利用許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、会館条例第三条後段の規定による変更の許可（以下「変更許可」という。）を受けようとするときは、香川国際交流会館利用許可変更申請書（第二号様式）を知事に提出しなければならない。

第五条第二項中「前項の許可」を「変更許可」に改め、同条を第六条とする。
 第四条第一項を次のように改める。

会館条例第三条前段の規定による利用の許可（以下「利用許可」という。）を受けようとする者は、香川国際交流会館利用許可申請書（第一号様式）を知事に提出しなければならない。

第四条第三項中「第一項の許可」を「利用許可」に、「同項の許可」を「利用許可」に改め、同条第四項中「第一項の許可」を「利用許可」に改め、同条を第五条とし、第三条の次に次の一条を加える。

（利用の許可を要する施設）

第四条 会館のうち会館条例第三条（会館条例第四条第七項後段において読み替えて適用する場合を含む。）の許可を受けなければならない施設は、大会議室、第一会議室、第二会議室、第三会議室、小会議室、和室及び展示室とする。

別表中「第六条関係」を「第七条関係」に改め、同表を別表第一とし、同表の次に次の一表を加える。

別表第二（第十二条関係）

区 分	単 位	金 額
拡声装置	一式につき一日当たり	千八百三十円
マイクrohホン	一本につき一日当たり	二百円
ビデオプロジェクター	一式につき一日当たり	千八百三十円
資料提示装置	一台につき一日当たり	五百円

モニターテレビ	一式につき一日当たり	千三百二十円
十六ミリフィルム映写機	一台につき一日当たり	千四百二十円
スライド映写機	一台につき一日当たり	千三百二十円
ダイレクトプロジェクター	一台につき一日当たり	千三百二十円
オーバーヘッドプロジェクター	一台につき一日当たり	千三百二十円

演台	一式につき一日当たり	五百円
司会者台	一台につき一日当たり	二百円
折畳み式ステージ	一台につき一日当たり	六百十円
演壇	一台につき一日当たり	三百円
金びよつぷ	半双につき一日当たり	六百十円
同時通訳装置	一式につき一日当たり	三千七百七十円
同時通訳発音者ユニット	一台につき一日当たり	二百円
同時通訳受信機	一台につき一日当たり	二百円
展示用パネル	一枚につき一日当たり	七十円
展示用スポットライト	一台につき一日当たり	二十円
冷暖房使用料	一時間当たり	四百九十円
大会議室	一時間当たり	四百九十円
中会議室、第一会議室、第二会議室又は第三会議室	一時間当たり	二百二十円
小会議室又は和室	一時間当たり	六十円
電気特別使用料	使用量一キロワット時当たり	二十五円

備考 電気の使用量は、利用者が持ち込んだ電気器具の定格消費電力により算定する。

第一号様式中「第4条関係」を「第5条関係」に、「香川県知事」を「香川県知事」に改める。

指定管理者に管理を行わせる場合において、指定管理者は、

第二号様式中「第5条関係」を「第6条関係」に、「香川県知事」を「香川県知事」に改める。

並行する場合は、
行わせる場合に
ては、並行する

に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告示

香川県告示第五百三十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成十七年八月三十日

香川県知事 真鍋 武紀

- 一 解除に係る保安林の所在場所
さぬき市大川町田面字千婆ヶ嶽三三五四の一七
- 二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 三 解除の理由 道路用地とするため

香川県告示第五百三十一号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十三条の二第一項第一号の規定により、本島加入区について、平成十三年香川県告示第五百四十七号による保険に付すべき義務は、平成十七年八月二十七日限り消滅したので告示する。

平成十七年八月三十日

香川県知事 真鍋 武紀

香川県告示第五百三十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十七年八月三十日から同年九月二十日まで一般の縦覧に供する。

平成十七年八月三十日

香川県知事 真鍋 武紀

- 一 道路の種類 県道（一般）
- 二 路線名 衣掛郷東線（百七十五号）
- 三 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
高松市鶴市町二〇一七番二地先から 高松市鶴市町二〇一五番五地先まで	八・一 二〇・〇	七三	平成十三年香川県告示第七百七十一号で変更した区域

四 供用開始の期日 平成十七年八月三十一日

香川県告示第五百三十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十七年八月三十日から同年九月二十日まで一般の縦覧に供する。

平成十七年八月三十日

香川県知事 真鍋 武紀

- 一 道路の種類 県道（主要地方道）
- 二 路線名 小養前田東線（四十二号）
- 三 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
木田郡三木町大字小養字西畑四六一番一 地先から 木田郡三木町大字小養字西畑四四八番一 地先まで	九・六 三三・八	一七三	平成十三年香川県告示第六百五十九号で変更した区域の一部

四 供用開始の期日 平成十七年八月三十日

香川県告示第五百三十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十七年八月三十日から同年九月二十日まで一般の縦覧に供する。

平成十七年八月三十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 道路の種類 県道（一般）

二 路 線 名 屋形崎小江淵崎線（二百五十三号）

三 道路の区域

区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
小豆郡土庄町長浜字明座乙一五番 三地先から	前	九・六	七・一	防災工事による道路区域の変更
	後	一六・八		
小豆郡土庄町長浜字明座乙一六番 四地先まで	前	二〇・六	七・一	
	後	三〇・八		

香川県告示第五百三十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、併せて同条第二項の規定に基づき新たに道路の区域となつた道路の部分の供用を開始するので、同条第一項及び第二項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十七年八月三十日から同年九月二十日まで一般の縦覧に供する。

平成十七年八月三十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 道路の種類 県道（一般）

二 路 線 名 国分寺太田上町線（百七十一号）

三 道路の区域

区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
綾歌郡国分寺町大字新居六六番四 地先から 綾歌郡国分寺町大字新居一〇二番 二地先まで	前	九・五	一一三	橋梁工事に伴つ仮設道敷設
	後	二二・〇		

四 供用開始の期日 平成十七年八月三十日

香川県告示第五百三十六号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置を次のように指定した。

平成十七年八月三十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 指 定 番 号 西土指道 第五号

二 指 定 年 月 日 平成十七年八月十二日

三 指 定 道 路 の 位 置 三豊郡詫間町大字詫間字柳添三四六五 一、三四六五 二、三四六六 六二及び同地先水路

四 指 定 道 路 の 幅 員 と そ の 延 長 幅 員 四・九八メートル、五・〇〇メートル 延長 三四・八二メートル

関係の図面は、香川県土木部建築課及び香川県西讃土木事務所総務課において閲覧に供する。

公 告

香川県公告第四百九十七号

木田郡庵治町が行つた地籍調査の成果は、国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定に基づき国土調査の成果として認証したので、次のとおり公告する。

平成十七年八月三十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 調査を行った時期

平成十五年度から平成十六年度まで

二 成果の名称

1 木田郡庵治町地籍図

2 木田郡庵治町地籍簿

三 調査を行った地域

字谷、字荒浜、字島々の一部

四 認証年月日

平成十七年八月三十日

選挙管理委員会告示

香川県選挙管理委員会告示第五十七号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号

の規定により、病院の長が不在者投票管理者となつてゐる次の病院の指定を取り消した。

平成十七年八月三十日

香川県選挙管理委員会委員長 竹崎克彦

名称	所在地
財団法人三宅医学研究所附属三宅病院	高松市天神前五五

香川県選挙管理委員会告示第五十八号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号

の規定により、病院の長が不在者投票管理者となるべき病院として次のとおり指定した。

平成十七年八月三十日

香川県選挙管理委員会委員長 竹崎克彦

名称	所在地	指定年月日
財団法人三宅医学研究所附属三宅リハビリテーション病院	高松市天神前五五	平成十七年八月二十三日
介護老人保健施設すこやか苑	丸亀市郡家町二四七一	

香川県選挙管理委員会告示第五十九号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号

の規定により、老人ホームの長が不在者投票管理者となるべき老人ホームとして次のとおり指定した。

平成十七年八月三十日

平成十七年八月三十日

香川県選挙管理委員会委員長 竹崎克彦

名称	所在地	指定年月日
特別養護老人ホームみき山荘	木田郡三木町大字井戸三八	平成十七年八月二十三日

香川県選挙管理委員会告示第六十号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号

の規定により、老人ホームの長が不在者投票管理者となつてゐる老人ホームについて、次

のとおりその名称の変更があつた。

平成十七年八月三十日

香川県選挙管理委員会委員長 竹崎克彦

新名称	旧名称	所在地
丸亀市綾歌養護老人ホーム	綾歌郡老人ホーム	丸亀市綾歌町栗熊東七二三

正誤

平成十七年八月十六日（香川県報第九二六号）香川県告示第四百九十九号中訂正

四ページ 下段	正誤	
	正	誤
	路の位置を次のように指定した。 平成十七年八月十六日	路の位置を次のように指定した。

平成十七年八月三十日印刷発行

印刷発行所

香
川
県
庁

(購読料月極二千五百円)



古紙配合率70%
白色度70%再生紙を使用しています